

## **ICGN 重点方針（日本）＜要約版＞**

ICGN（International Corporate Governance Network）はグローバルの機関投資家を主体とする組織（事務局：英国ロンドン）であり、効率的な市場と持続的な経済の促進に向け、実効的なコーポレートガバナンスの構築と投資家のスチュワードシップの醸成を目的としています。1995年に設立され、会員の運用資産合計金額は34兆米ドル（国別では45か国以上）、主要なグローバルの年金基金と大手運用会社が加盟しています。

ICGNでは、毎年、グローバルベースの「重点方針」の策定・見直しを行っていますが、今回、東京で開催されたICGN年次総会（7/16-18）の議論をより実りあるものとするため、国・地域別の「重点方針（日本）」をはじめて策定しました。今後とも、ICGN年次総会が開催される国・地域において（国・地域別の）重点方針を策定する予定です。

なお、本資料は“ICGN Policy Priorities”の日本語訳（要約版）となります。原文は、以下のリンクをご活用ください。

### プレス資料

[https://www.icgn.org/sites/default/files/2\\_AGREED\\_Policy%20Priorities\\_Japan.pdf](https://www.icgn.org/sites/default/files/2_AGREED_Policy%20Priorities_Japan.pdf)

### 原文

[https://www.icgn.org/sites/default/files/ICGN%20Policy%20Positions\\_Japan.pdf](https://www.icgn.org/sites/default/files/ICGN%20Policy%20Positions_Japan.pdf)

## **＜ICGN 重点方針：日本＞**

重点方針は、以下の5項目から構成されます。

### **1. 企業報告**

上場企業は、株主総会の少なくとも30日前までに株主総会の招集通知と有価証券報告書を発行すべきである。（3月決算の場合）株主総会の基準日を3月から4月に変更し、株主総会の7月開催を可能とすべきである。東証1部上場企業は、英文の有価証券報告書と株主総会の招集通知を作成すべきである。

## **2. 取締役会の独立性**

取締役会の構成において、1/3 以上、望ましくは過半数以上（上場子会社のような場合）の独立社外取締役が設置されるべきである。国際的なベストプラクティスを参考に東証の独立性基準をより充実すべきである。また、取締役選任に関する透明性のあるプロセスの開示とともに、個々の取締役が企業戦略に沿った形で適切に選任されているか等の取締役選任に関する根拠や独立性において問題がないか、といった事項も開示されるべきである。

## **3. 取締役会評価と指名委員会**

上場企業は、議長と構成員の過半数を独立社外取締役とする指名委員会を設置すべきである。定期的に、外部評価者も入れた取締役会評価を行うべきであり、取締役就任期間（再任）については、個々の取締役の活動と取締役会に対する貢献への十分な評価に基づき決められるべきである。取締役会評価の開示には、評価プロセスとともに、評価の結果として認識された重要な事項も含まれるべきである。

## **4. 役員報酬と報酬委員会**

上場企業は、議長と構成員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会を設置すべきである。役員報酬の開示においては、1 億円以上の制限を撤廃し、CEO や経営陣の報酬の個別開示が毎年実施される仕組みの導入が行われるべきである。また、固定報酬・ボーナス・長期インセンティブは区分された形で開示され、開示内容となる報酬の対象には、役員保険、年金、退職金などの非金銭的な報酬も含まれるべきである。

## **5. 資本効率と政策保有株**

「資本政策」についての株主への説明内容は改善されるべきである。また、その策定にあたっては、リスクや資本コストについての取締役会の認識を反映すべきである。上場企業は、政策保有株削減に関する方針の策定とともに、削減目標（期限を決めた上で）と政策保有株継続保有の理由の詳細な開示を行うべきである。

(2019 年 7 月)

以上